

令和4年6月20日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
自由が丘法人部	東京都目黒区自由が丘 1-29-9	東京都目黒区自由が丘 1-26-11	令和4年7月19日
和歌山支店	和歌山県和歌山市六番丁 1	和歌山県和歌山市美園町 3-32-1	令和4年9月5日
福井支店	福井県福井市大手 3-5-1	福井県福井市大手 2-7-15	令和5年1月16日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため